

第15回理事会議事録

平成27年6月4日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 15 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成 27 年 4 月 1 日（水）
2. 開催場所 「田中田村町ビル 5 階 貸会議室 5 D」
東京都港区新橋 2-12-15 田中田村町ビル 5 階
3. 開催日時 平成 27 年 6 月 4 日（木） 午後 3 時 00 分
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
(出 席) 鎌田ケイ子、小林 悅夫、多田 宏、鶴 精三
(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 議題等

決議事項

第 1 号議案「平成 26 年度事業報告及び決算書
(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)」の件

第 2 号議案「第 9 回評議員会開催に伴う評議員の招集」の件
報告事項等

- ① 「職務執行状況報告（理事長）」の件
- ② 「職務執行状況報告等（常務理事）」の件

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数に達した旨報告。

はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第 37 条に基づき理事長が議長となり、定款第 45 条に基づき理事長、金田監事、高橋監事が議事録署名人となることが確認され、議案の審議に入った。

なお、理事長より開会の挨拶の際、本年 6 月 25 日をもって理事長を退任する旨の発言があった。

8. 議事の経過及び結果

- (1) 第 1 号議案「平成 26 年度事業報告及び決算書(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)」の件
議案書及び資料に従い事務局から以下のとおり説明した。

① 本事業報告及び決算書（以下「報告書」という。）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人としての第4事業年度の報告書であること。

② 事業期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日迄であること。

③ 平成26年度は、3つの基本方針を掲げ年間活動の指針としたが、それに沿って次のとおり事業報告があった。

〈基本方針1〉 「帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を図る」

　帰国者を取り巻く状況変化に対応し、平成26年度から新規事業の立ち上げと従来事業の調整に着手した。

　特に力を入れたものとして、新規事業として、老後事業を拡充するため、都内において、中国語により介護サービスを受けられる訪問介護ステーション寿星（以下「寿星」という。）の立ち上げを行った。この開設準備に先立ち、定款の変更を行っている。

　従来事業のうち、縮小、廃止等の調整を要するものとして、特に団体助成事業と定促センター運営事業がある。団体助成事業については、帰国者のニーズにあったものに絞り込んでいく必要がある。また、定促センター運営事業については、廃止に向け体制の見直しを行った。

〈基本方針2〉 「前年に引き続き、情報の管理運用体制作りに努める」

　介護職に関係のある帰国者情報等を収集して、安全かつ有効に情報を活用できる情報の管理運用体制づくりを引き続き進めた。

〈基本方針3〉 「前年に引き続き、財政均衡に努める」

　寄付金収入減はあったものの、資産運用益の面では好調で全体として平成25年度より更に改善されたといえる。

　寄付金収入では、長期低落傾向に歯止めがかからず、初めて500万円を割り込んだ。

　他方、運用収益の面では、日銀の追加金融緩和策により円安が加速したことにより、基本財産の運用益は6.7%、8,700万円余、特定資産や流動資産などの手持ち債権の運用益も6.5%、1,100万円余、合計で9,980万円となり、前年度の運用収入総額のほぼ倍となった。

　支出面においては、事業の規模縮小のほか、事務経費の節約等を通じ支出を極力抑えた。

　これらにより、予算案審議時に予めご承認いただいた事業安定化準備資産の取り崩しはなかった。

④ 「公1」の3事業、「公2」の13事業についての平成26年度の実施状況

⑤ 平成 26 年度決算書（財務諸表等）のポイント

続いて金田監事から平成 26 年度（4月 1 日から翌年 3 月 31 日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

なお、高橋監事より、①事業に関し、寿星の開設について、非常に時宜を得た有意義な活動であるため今後に期待したい、②財務に関し、運用面での努力による成果がみられたため、今後も引き続き努力をお願いしたい、③理事長が本年 6 月をもって退任されること、これまで長きに渡る基金の理事長としての活躍に改めて敬意を表したい、との発言があった。

以上、第 1 号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

質疑 1（高橋監事）

（報告書 19 頁の正味財産増減計算書内訳書に関し）公 2（7）の老後支援事業とは、寿星に係る経費か。

（基金）当該事業に係る経費としては、既存の基盤整備事業費や老後支援語りかけ事業に係るものが多い。寿星に係る経費も含まれるが、寿星の立ち上げが本年 2 月であり、2ヶ月分くらいの経費であるため、26 年度の老後支援事業に係る経費に占める割合としては、小さい。

質疑 2（鶴理事）

国と指定寄付金運用益の拡大に係る協議は継続中とのことだが、拡大が認められた場合、老後支援事業には、運用益をどの程度充てるつもりであるのか。

（基金）3000 万円以上の予算で考えている。

使途拡大に係る協議において、国から「基金は全国を事業の範囲としているのに、何故東京地区だけで介護サービスを行っているのか」との指摘があるため、大阪など他の地区でも地元の団体や施設と協力するなどして、サービスを広げることを検討中であり、それに係る予算が必要。

なお、寿星の立ち上げにあたって、寄付を受けた個人の家を事業所として改裝するなど種々費用がかかっており、収益はほとんどない。

平成 27 年度も收支が均衡するということは難しいと思う。

当基金は公益財団法人であるため、利益をだす訳にはいかないが、最小限の赤字で介護事業を運営できるよう、努力していきたい。

現在の課題としては、中国語のできるヘルパーの確保に苦慮している。

質疑3（鶴理事）

ヘルパーの確保の方法如何。

(基金) 基金の事業として、介護資格取得援助を行っているところ、その資格援助対象者のデータを持っているため、それを活用し、ヘルパー募集の案内を行っている。

募集案内を見た人数名と面接を行っているが、皆、派遣される地域や曜日について希望があり、5～6人集めて（常勤の職員）1名分という感じだ。

質疑4（鎌田理事）

どこの施設も人集めには苦慮している。まとまった給料を支給できれば人を集められるのだろうが、常勤でないと難しいだろう。いずれにしろ、今年度が勝負では無いか。

(基金) 介護施設では事業開始後3年くらいで採算がとれ出すところが多いようだ。3年くらいで少額の赤字にできるよう努力していきたい。

質疑5（鎌田理事）

事業説明に関し、介護関連資格取得援助事業に関する説明の中で、大阪地区が多いという説明であったが、その理由についてどのように考えているか。

(基金) どうも介護資格の授業を行う施設で当基金の援助事業について説明を行っているようだ。また、データがあるわけでは無いが、東京では二三世世代の人に対し介護関連の仕事以外にもいろいろな仕事があるため、介護関係資格への興味がうすいのではないか。

質疑6（鶴理事）

石川宏氏（残留婦人二世、NPO法人中国語の医療ネットワーク理事長。自身も帰国者に対してデイサービスを提供する施設を運営）は寿星の運営についてどのようなコメントをしているのか。

(基金) 訪問介護の重要性について、理解を示してくれている。やはり中国語のできる人材の確保と経営が大変である旨お話があった。

質疑7（高橋理事）

訪問介護以外の介護サービスにも目配りをしていって欲しい。ヘルパーなどの人材をしっかり確保すること。

(基金) 人材確保のためには、給料の保証が必要。しかし、そのためには利用者を確保する必要がある。

質疑8（鎌田理事）

利用者確保のためには、営業が重要である。自治体担当やケアマネジヤ

一に十分宣伝すること。ただ、職員を確保していないと、十分なサービスを提供できず利用者からの信用を失ってしまう。やはり職員確保が重要。

(2) 第2号議案「第9回評議員会の開催に伴う評議員の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集することになるが、次の議案を諮るため平成27年6月25日付、評議員を招集したい。

1. 「理事の選任」の件
2. 「監事の選任」の件
3. 「評議員の選任」の件
4. 「定款の変更」の件
5. 「評議員議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」の改正の件
6. 「平成26年度決算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)」の件

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

(3) 報告事項等

職務執行状況報告（第14回理事会（平成27年2月27日）以降）

多田理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎週一回、本部事務所にて常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な決裁事項としては、次のとおり。

1. 第14回理事会の議事録、及び、同理事会で承認された平成27年度の事業計画及び予算を当局に届出ることに伴う諸々の決裁
2. 年度末を以て退職となる職員と新年度から採用された職員、職員の異動等の人事についての決裁と辞令交付
3. 平成27年度の国からの委託事業に関する諸契約の決裁
4. 平成26年度の事業報告書及び決算書等の作成に関連する決裁

5. 債権の売買に関する決裁

小林常務理事から次の項目につき報告があった。

1. 役員等の選任と第16回臨時理事会について

役員等の任期に關し、定款上、理事は2年以内と、評議員、監事は4年以内と定められているため、4年に一回理事の選任時期と、評議員、監事の選任時期が重なるところ、本年がその年に當たっている。

評議員が新評議員、新理事、新監事を選任後、新理事による理事会で理事長、常務理事が選任されることになる。

2年前は、理事が全員留任したため、理事長の選任等も決議の省略により選任したが、今回はそのような事情にないため、実際に理事会を開催し、理事長等を選任することとした。

2. 幹部職員の人事異動について

定促センターにおいて、本年3月末で佐藤所長が退職され、その後非常勤職員として、所長事務代理を勤めている。

また、本部の小林常務理事が定促センターの所長を兼任している。

3. その他

「戦後70周年記念公演会」として、所沢中国帰国者交流会、NPO法人中国帰国者・日中友好の会と共に、8月26日に所沢市民文化センターにおいて、第1部は、映像等を用い「中国残留孤児・残留婦人のあゆみ」と題して、城戸久枝氏と神田さち子氏の出演による語りと演出、第2部は、残留孤児が制作、出演する舞踏劇や合唱等を行う。

所沢市民、ボランティアで孤児の支援に関わった人や、また、夏休み期間中であるため、生徒、学生にも観てもらいたいと考えている。

マスコミから寿星について取材があったため、その際にこの70周年記念公演会についても、宣伝を行った。

指定寄付金運用益の使途拡大に係る国との協議について、昨年1月に内閣府、厚労省に対して財務省に使途拡大を働きかけるよう申し入れてきたが、1年以上経過してようやく厚労省が財務省に検討を申し入れることとなった。

もうしばらく経緯を見守りたいが、進まないようであれば、別の方について検討したい。

同報告に関して、次の質疑応答等があった。

質疑（高橋監事）

現在までに帰国した中国残留邦人は何人程度か。また、今なお中国に残っている中国残留邦人は何人くらいか。

(基金) 帰国者は 6200 人くらいとされているが、随分以前に帰国した人もいるため、現在ご存命の方は 5000 人程度ではないか。帰国者の配偶者、子供も含めると 3 万人程度と思われる。

また、中国に残っている方は、実態調査を行っている訳では無いが、おそらく 200~300 人くらいだと考えられる。ただ、今残っている方は永住帰国される意思はないものと思う。

以上をもって第 15 回理事会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。(閉会時間: 午後 4 時 43 分)

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 27 年 6 月 25 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

三 田 元

監 事 金 田 元

監 事 高 橋 忠 夫